川通信
みずおと

171号
発行　令和8年1月
編集　国土交通省　東北地方整備局
新庄河川事務所　鮭川出張所

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。皆さまにおかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃より、河川管理をはじめとした当出張所の取り組みに対し、深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本年も、鮭川流域の安全・安心を守るとともに、地域の皆さまと連携しながら、より良い河川環境の保全と整備に努めてまいります。

皆さまにとって、本年が穏やかで実り多い一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

令和7年度
水門等水位観測員講習会が開催されました

令和7年12月10日（水）に令和7年度水門等水位観測員講習会が新庄河川事務所、鮭川出張所、最上南部流域治水出張所の合同で行われました。これは排水樋門・樋管の操作や水位観測に従事している方を対象に行っています。講習会では出水時の操作を確実なものとするため、水門等水位観測員の役割や樋門の操作や点検整備などの対応方法について再確認を行いました。



新庄市民文化会館（小ホール）にて，行われました。



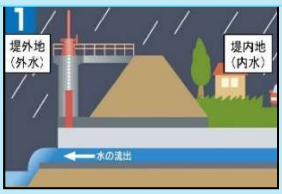
鮭川出張所長から鮭川管内の話がありました。



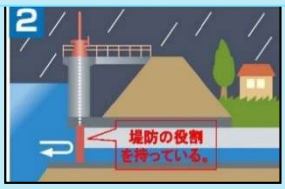
管理課から水門等水位観測員業務について説明がありました。

水門等水位観測員の仕事とは・・・

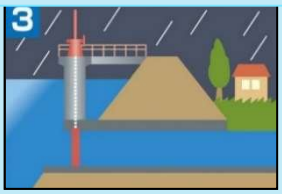
大雨が降ると、川の水がどんどん増えて水位が高くなります。その水が住宅地や田んぼなどに流れないようにするには、樋門のゲートを閉めなければなりません。また、川の水が普通の状態に戻ったときは、住宅地や田んぼから流れる水路の水が溢れないように樋門ゲートを開く必要があります。その際に樋門ゲートを開けたり閉めたりする仕事をしているのが水位観測員なのです。**地域の安全と財産を守るとても大切な役割を果たすお仕事です。**



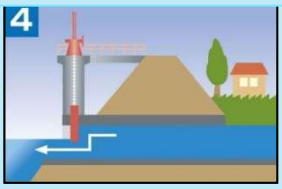
①大雨が降るとたくさんの水が川に流れ込むため川の水位が上がってきます。



②川の水が住宅地や田んぼに流れてくるのでゲートを閉めます。



③水位が高い間はゲートを閉め続けています。



④雨がやんで川の水位が下がったら、ゲートを開け水路の水が溢れないように川の方に流します。

今年に入り、鮭川出張所管内では、油の流出事故が多発しています。

油流出事故にご注意下さい

寒くなると暖房を使う機会が増えるため、タンクから灯油などの油類が漏れ出し、河川に流れ出す事故が多く発生します。その原因の多くが人的ミスによるものです。事故を起こした場合、油の撤去には費用がかかり、その費用は、事故を起こした原因者が負担することになります。給油中はホームタンクから離れない、ホームタンクや配管の定期点検は怠らないようにしましょう。

流出した油を自分できれいに清掃したつもりでも、雨とともに流れ出たり、地面に染み込んだ油が時間の経過とともに水路に出てくることがあります。また、流出した油を水で洗い流すことは被害の拡大に繋がりますので絶対にしないでください。

⚠油の流出事故を起こしてしまったり、流出を発見した場合は…

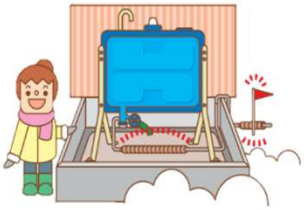
万が一、油の流出事故を起こしてしまった場合や、発見した場合はすぐにお近くの消防署・警察署・市町村役場・県や国土交通省の機関にご連絡してください！

①その場を離れない



ホームタンクなどから灯油を小分けするときは絶対にその場をはなれないようにしましょう。

②配管の場所には目印を



除雪による配管の破損を防ぐために目印を立てておきましょう。万一に備え防油堤を設置しておくと安心です。

③落雪には注意して



屋根からの落雪による配管の破損・脱落やホームタンクの転倒に注意しましょう。

④定期点検を怠らない



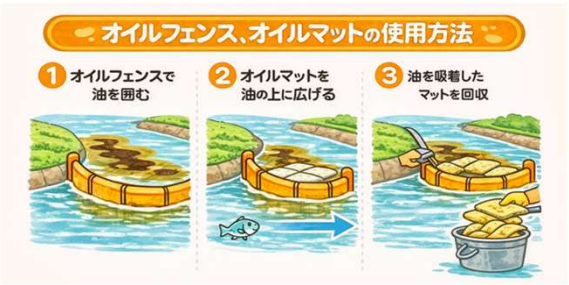
配管やホームタンクの定期点検に努めましょう。



油流出事故発生
水面に油が流出しています



水路では、オイルマットが流されないようにオイルフェンスも併用し河川への流出を防ぎます



このような方法で河川への流出を防ぎます

河川法

第18条
河川を損傷、若しくは汚損した行為によって生じた**河川の維持を、原因者に行わせる**事ができます。

第67条
河川管理者は、他の行為により必要を生じた**河川維持に要する費用については、当該他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させる**もの、とされています。

水質汚濁防止法

第14条の2　第1項、第2項、第3項
特定事業場等で事故を起こした場合、有害物質等の**排出又は浸透の防止のための応急措置は原因者が行う**事となっています。また、処置の概要を県知事に届け出なければなりません。

第14条の2　第4項
原因者が措置を講じない場合、県知事は措置を行うように命ずる事が出来ます。

第31条
命令に違反した場合は、**6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科せられます。

消防法

第16条の3　第1項
製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が、危険物の流出事故を起こした場合、**危険物の流出及び拡散の防止、除去等の応急措置は原因者が行う**事となっています。

第16条の3　第3項
原因者が処置を講じない場合、市町村長は措置を行うように命ずる事が出来ます。

第42条　第9項
命令に違反した場合は、**6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科せられます。

対策に要した経費は原因者の負担です。

油流出事故が起きた場合、油の撤去に費用がかかります。油の回収をした費用は、事故を起こした原因者が負担することになります。

お問い合わせ

国土交通省 新庄河川事務所 鮭川出張所
〒999-5203　山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4
TEL 0233-55-3020　FAX 0233-55-3083

HP：http://www.thr.mlit.go.jp/shinjyou/
広報紙担当：東村
広報紙に関するご意見・ご感想をお寄せ下さい。